

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月から同年10月まで
② 昭和42年11月から46年3月まで

私は、昭和42年4月にA社を退職したが、その後、私の母親が市役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料を払ってくれていたと思う。また、結婚した後、B市に住んでいたが、45年3月ごろにC市へ転居した。転居してすぐに妻が市役所へ行き、国民年金の手続等をしてきて、それまで払っていなかった期間の保険料をさかのぼって一括して納付書で払ったと思う。申立期間の年金記録が無いのは納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳には、昭和47年3月14日発行と記載されているとともに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から、そのころに申立人の加入手続きが行われたものと推認される。

また、申立人の妻は、夫婦の加入手続きを行ったころに、納付書でさかのぼった期間の保険料をまとめて納付した記憶があると主張しているところ、申立期間②のうち、昭和44年4月から46年3月までの期間については、過年度納付が可能な期間である上、申立人の妻がまとめて納付したとする金額は、当該期間の保険料を過年度納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致する。さらに、申立人が所持している国民年金手帳には、別の期間ではあるが、D社会保険事務所（当時）で発行されている過年度納付書により、保険料を納付し

ている領収書が貼^はり付けてあることから、44年4月から46年3月までの期間についても過年度納付書が発行され、申立人の保険料を申立人の妻が当該納付書により過年度納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間②のうち、昭和42年11月から44年3月までの期間については、上記のとおり、国民年金の加入手続が行われたものと推認される時点において第1回特例納付により納付可能ではあるが、申立人の妻がまとめて納付したとする金額は、当該期間の保険料を第1回特例納付により納付した場合の保険料額と、上記の44年4月から46年3月まで過年度納付が可能であった期間の保険料額を合わせた金額とは一致しない。

また、申立期間①については、申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、申立人に対して、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②のうち、昭和42年11月から44年3月までの期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年2月まで

国民年金制度が昭和36年4月に始まるということで、父親が私の国民年金の加入手続を行った。嫁ぎ先では、毎月婦人会の班長が自宅に保険料の徴収に来て、夫婦の国民年金保険料を私が納付し、国民年金保険料納付票に領収印を押してもらっていたにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の入籍日は、昭和36年9月*日であることが確認できることから、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻前の住所地において、申立人の兄弟と連番で払い出されていたことが確認できることから、申立人の父親が国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張に不自然さはみられない。

また、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付(394か月)し、申立人の夫は、申立期間を含む昭和36年4月から60歳に到達するまでの期間(401か月)について、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、婚姻後の夫婦二人分の国民年金保険料について、申立人が、婦人会に納付していたとしているところ、申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料が納付済みであることから、納付意識の高い申立人が、申立期間について、申立人の夫の保険料のみを納付し、申立人の保険料を納付していないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から50年1月まで

昭和50年2月に、^{しゅうと}舅から国民年金について過去の期間もさかのぼって納付できると教えられ、A市役所国民年金課の窓口へ行った。担当者から任意加入できると言われ、さらに、今なら、20歳までさかのぼって納付できる期間であり、私の場合は15万円ほど必要だと言われた。その日は、金額を書いたメモを渡され、「もし納付されるのだったら、ほかの担当者では最初から説明しないといけないので、私の名前を書いておきます。」と言われた。当時15万円は私には大きな金額だったので悩んだが、老後のことを考え納付した方がいいと考えた。後日15万円を持参して、A市役所を訪れ、2階へ上がって西向きに並んでいる窓口で前回の担当者呼び出してお金を渡した。その際、茶封筒に入れた年金手帳を、「大事に保管して下さい。」と言われて渡されたが、内容を確認しないまま保管した。その後、平成6年に第三号被保険者から第一号被保険者への切替え手続きをした際、資格取得が50年2月24日となっており、まとめて払ったはずの期間は未加入期間であることを知った。社会保険事務所(当時)の職員は、支払ったことを自分自身で証明せよと言うばかりであった。

昭和50年に国民年金に加入して保険料を一括納付した時、実家の妹とお手伝いさんに、20歳までさかのぼって納められることを知らせた。妹はすぐに加入し20歳までさかのぼって納付したと言っていた。ところが、妹もその記録が消えていたため、B県の第三者委員会へ申し立てたところ、調査担当者から私に電話があり、当時の事情を詳しく伝えた。最近になって妹の申立は認められたと聞いた。私についても詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入と特例納付を^{しゅうと}舅から勧められたため、A市役所へ出向いて担当職員に相談したところ、20歳までさかのぼって納付するために必要な金額は約15万円と教えられたが、高額であるため納付を躊躇^{ちゅうちよ}し、その日は金額と当該職員の名前を書いたメモを受け取って帰ったとしており、後日、決心して再度市役所へ出向いて当該職員に納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立人は昭和50年2月24日に資格取得した任意加入被保険者であるが、i) 申立人は、担当職員との会話や納付に至る自身の心情について詳細かつ具体的に主張していること、ii) 申立人が訪問した当時の同市役所の場所や同所における担当窓口の配置についても正確に記憶しており、その内容は同市役所からの回答内容と一致すること、iii) 申立人が納付したとする15万円は、当該納付に必要な金額とおおむね一致していることなどから、申立人の主張には相応の合理性が認められる。

また、申立人の妹は、申立人に勧められて昭和50年3月ごろに国民年金に加入し、同時に行った特例納付の記録が消失しているとして、年金記録確認B地方第三者委員会に申し立てたところ、同委員会では、申立人の妹の特例納付が、時期、金額などの主張に整合性が認められることに加えて、加入の契機となった申立人にも事情を聴取した結果、申立人の妹が申立人から勧められて国民年金に加入したことは信用できるとして、当該申立てどおり、記録の訂正が必要であると判断している。

さらに、申立人の妹は、申立人が国民年金に加入した昭和50年2月24日から約2週間後の同年3月10日ごろにC市で加入していることから、当時、申立人自身が国民年金に加入して特例納付したことを申立人の妹に伝えたことが事実であったと推認できる上、申立人の妹もまた、同様の事情を年金記録確認B地方第三者委員会の聴取に対して答えており、申立人及びその妹の供述内容に不自然な点はみられない。

加えて、申立期間後の国民年金保険料については、第三号被保険者期間を除いてすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から39年3月まで

私は、昭和36年12月にそれまで勤めていた会社を退職し、店を営んでいた夫と結婚した。その後、私は、夫の姉と共に店を手伝っていた。

国民年金保険料は、夫とその姉の保険料と一緒に、店を訪れる集金人に納付してきたが、2年ほど前に送られてきたねんきん特別便を持って社会保険事務所（当時）で記録を確認したところ、未納期間があると言われ、大変驚いた。

私たちは、納付義務のあるものについては何とかやりくりしてまじめに納付してきたのに、未納期間があることは考えられない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までの期間については、申立人は、国民年金の加入手続の時期の記憶は無いものの、申立人の夫が営んでいた店を訪れる集金人に、申立人の夫及びその姉の保険料と一緒に自分の保険料を納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人、申立人の夫及びその姉の同手帳記号番号は連番で払い出されていることが確認でき、申立人が加入手続を行った時点は、申立人の同手帳記号番号の前の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から、37年10月ごろと推認され、加入手続を行いながら、39年3月まで保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後

の昭和 37 年 1 月から 37 年 3 月までの期間については、上記の申立人が加入
手続を行ったと推認される時点において、過年度納付により保険料を納付す
る必要があるが、申立人は、集金人を通じて保険料を納付したとしており、
別途、国民年金保険料を過年度納付した記憶は無いとしている上、当該期間
に、上記とは別に国民年金手帳記号番号が申立人に払い出されたことをうか
がわせる事情も見当たらない。

また、申立人、申立人の夫及びその姉が当該期間に係る国民年金保険料を
納付したこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期
間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭
和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたも
のと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、昭和31年にA市に開設された市場において、私の弟が営んでいた店を弟の妻と一緒に手伝っていた。まだまだ大変な時代ではあったが、まじめに信用第一で生きてきた。

ところが、2年ほど前に送られて来たねんきん特別便を持って、社会保険事務所（当時）で私と弟、その妻である義理の妹の年金記録を確認したところ、未納期間が3年もあると言われた。私たちは、納付義務があると言われるものについては、何を置いても支払ってきたのに、保険料の未納期間があると言われても納得できない。

国民年金保険料は、年配の女性が集めに来ていたと記憶しており、当時の保険料は100円であった。まとめて納付した記憶は無いが、3年間も未納があるということは考えられないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までの期間については、申立人は、国民年金の加入手続の時期の記憶は無いものの、申立人の弟が営んでいた店を訪れる集金人に、申立人の弟及びその妻の保険料と一緒に自分の保険料を納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人、申立人の弟及びその妻の同手帳記号番号は連番で払い出されていることが確認でき、申立人が加入手続を行った時点は、申立人の同手帳記号番号の前の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から、37年10月ごろと推認され、加入手続を行いながら、39年3月ま

で保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間のうち、国民年金制度発足時である昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間については、上記の申立人が加入手続を行ったと推認される時点において、過年度納付により保険料を納付する必要があるが、申立人は、集金人を通じて保険料を納付したとしており、別途、国民年金保険料を過年度納付した記憶は無いとしている上、当該期間に、上記とは別に国民年金手帳記号番号が申立人に払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人、申立人の弟及びその妻が当該期間に係る国民年金保険料を納付したこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、伯母の家で暮らしている時に、年金制度ができたことを知り、苦しいけど後々の事を考えて加入した。加入手続は伯母が行い、加入当初から集金人に、毎月100円か200円の保険料を私や伯母が支払っていたのに、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入当初から集金人に保険料を納付していたと主張しているところ、市では、当時集金人に保険料を納付することが可能であったことが確認できるとともに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和36年2月21日に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付(414か月)していることが確認できることから、申立人の国民年金保険料に対する納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和38年8月7日に発行された国民年金手帳を所持しており、当該国民年金手帳を見ると、申立期間直後の昭和38年度から40年度までの国民年金保険料を、3か月ずつ定期的に納付していることが確認できることから、国民年金保険料の納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、昭和31年にA市に開設された市場において、当初から店を営んでいた。戦後の復興時期であっても、まだまだ大変な時代ではあったが、まじめに信用第一に生きてきた。

ところが、2年ほど前に送られてきたねんきん特別便を持って、社会保険事務所(当時)で私と妻、それに私の姉の年金記録を確認したところ、未納期間が3年もあると言われた。私たちは、納付義務があると言われるものについては、何を置いても支払ってきたのに、保険料の未納期間があると言われて納得できない。

国民年金保険料は、年配の女性が集金に来ていたと記憶しており、当時の保険料は100円であった。まとめて納付した記憶は無いが、3年間も未納があるということは考えられないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までの期間については、申立人は、国民年金の加入手続の時期の記憶は無いものの、申立人が営んでいた店を訪れる集金人に、申立人の妻及び姉の保険料と一緒に自分の保険料を納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人、申立人の妻及び姉の同手帳記号番号は連番で払い出されていることが確認でき、申立人が加入手続を行った時点は、申立人の同手帳記号番号の前の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から、37年10月ごろと推認され、加入手続を行いながら、39年3月まで保険料を

納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間のうち、国民年金制度発足時である昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間については、上記の申立人が加入手続を行ったと推認される時点において、過年度納付により保険料を納付する必要があるが、申立人は、集金人を通じて保険料を納付したとしており、別途、国民年金保険料を過年度納付した記憶は無いとしている上、当該期間に、上記とは別に国民年金手帳記号番号が申立人に払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人、申立人の妻及び姉が当該期間に係る国民年金保険料を納付したこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

私は、昭和38年ごろは、個人経営で店を経営しており、会計などは妻が担当していた。国民年金の保険料は、集金人が各家庭をまわって収納しており、妻が国民年金に加入したので、私の保険料も妻と一緒に集金人に納付していた。

平成19年ごろに、A社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、夫婦で同時に保険料を納付していたはずなのに、私だけ昭和38年度の保険料が未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人及びその妻は、昭和38年4月以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立人の妻が昭和38年に国民年金に加入したことを契機として、夫婦共に、納付組織の集金人に対し、国民年金保険料を納付するようになったとしているところ、その妻の国民年金手帳記号番号の前後の払出し状況を検証すると、その妻の同手帳記号番号は、39年1月ごろに払い出されたことが推認でき、申立人の主張と一致する上、申立期間について、その妻は保険料が納付済みであることが確認できることから、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻が、自身の保険料を納付しながら、夫の保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年1月まで
② 昭和41年7月及び同年8月

私は、昭和36年4月に長女の出生届をA市役所（当時）に提出に行った時、窓口で国民年金制度ができたことを知った。後日、妻が手続を行って国民年金に加入し、私の分の保険料を支払ってくれていた。

平成5年ごろ、昭和36年から納付した保険料が未納になっていることを知り、何度も社会保険事務所（当時）に行って確認を求めたところ、平成21年9月に新たに23か月の加入記録が見つかったとの連絡を受けた。記録が訂正された期間より前の昭和36年4月から37年1月までの期間と41年7月及び8月の期間の保険料についても保険料を納付しているはずなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿（*）によれば、申立人の同手帳記号番号の払出年月日欄に昭和38年4月8日の日付が押印されているものの、同手帳記号番号の前後に36年4月に免除を受けている者が数人確認でき、また、払出検索システムによれば、申立人の同手帳記号番号は36年4月8日に払い出されていることが確認できることから、同手帳記号番号簿の払出年月日は誤って記載されていると考えられ、申立人の保険料の納付記録について適正な管理がなされていなかった可能性がうかがえる。

また、申立人の国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の妻によれば、さかのぼってまとめて保険料を納付したことは無いとしているところ、申

立期間は、上記の国民年金手帳記号番号払出しの時期から保険料の現年度納付が可能な期間であり、オンライン記録により、申立人は、昭和 37 年 2 月及び 3 月の保険料を納付していることが確認できることから、申立期間①の保険料についても納付されたものとするのが自然である。

一方、申立期間②については、オンライン記録によれば、平成 7 年 3 月 28 日に昭和 41 年 7 月及び同年 8 月を国民年金の未加入期間から未納期間へと追加入力されていることが確認でき、当時、未加入期間とされた時期に保険料を納付していたとは考え難い。

また、国民年金の保険料の納付及び手続を担当していた申立人の妻は、申立人が C 社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶が無いなど、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から39年3月までの期間及び43年2月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から39年3月まで
② 昭和43年2月から同年10月まで

私は、父の仕事を手伝うため、昭和38年7月に会社を退職し、それに伴い、母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。その後、年金を受給する手続に行った際、過去の記録を確認してもらったところ、納付となっている39年4月から43年1月の前後の期間の国民年金保険料が未納となっていることが分かった。

結婚するまでは両親と同居しており、生活費などの費用も払っていたし、両親の国民年金保険料が納付されていれば、私の国民年金保険料も納付されているはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ8か月、9か月といずれも短期間である上、申立人は、申立期間における保険料を、申立人の母親が納付してくれたとしているところ、オンライン記録によると、申立人の両親については、昭和36年4月以降、60歳になるまでの期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の両親の国民年金保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持する国民年金手帳によると、発行日が昭和39年2月26日となっているとともに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、申立人の後に払い出された手帳記号番号における任意加入被保険者の資格取得日から、同年2月までに払い出されていることが推認されることを踏まえると、退職に伴い母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたとす

る申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年10月から61年3月まで
② 平成2年11月

国民年金に加入してから一度も保険料を滞納したことが無いと思っていたが、年金の請求時に未納期間があることが分かり、おかしいと思ったものの、期間も短いのでそのままにしておいた。

私は、昭和60年10月からの半年間は、送られてきた納付書に1か月約6,900円の保険料を添えて市役所の窓口で支払った覚えがあり、また、平成2年11月についても、国民健康保険料の納付通知が約1か月後に送られてきたので、市役所の窓口で国民年金の手続も一緒に行い、約9,000円の保険料を市役所又は銀行で支払った記憶がある。

夫が、平成3年に亡くなった時から遺族厚生年金を受給していたが、自分の年金請求の後に、夫が働いていた期間が抜けていることに気付き、社会保険事務所(当時)へ相談に行ったところ、最初、その期間は見つからないと言われた。しかし、いとも同じ会社に勤めていたので、詳しい事情を聞いて調べてもらおうと、抜けていた期間が見つかり、年金額が違っていたということがあった。

この件があったので、私が保険料を納めた記憶のある未納期間についても、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、送付されてきた納付書により1か月約6,900円の保険料を市役所の窓口で納めていたと申し立てているところ、この内容は、A市における当時の収納方法と一致する上、保険料額についても、昭

和 60 年度における国民年金保険料は 6,740 円であり、申立人の記憶とおおむね一致する。

また、申立人は、昭和 48 年 11 月から国民年金に任意加入しており、申立期間を除いて未納期間は無く、申立人の納付意識の高さがうかがえる上、オンライン記録により、60 年 4 月から同年 9 月までの保険料を納付していることが確認できることから、申立期間①についても納付書が発行され、保険料の納付が可能であったことがうかがえる。

一方、申立期間②については、オンライン記録及び A 市の保管する基礎年金被保険者台帳の記録により、平成 8 年 4 月に申立人の年金記録が変更、補正されていることが確認でき、オンライン記録によると、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した 2 年 11 月を第一号被保険者に係る保険料の未納期間へと変更し、また、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を再取得した同年 12 月から 3 年 10 月までの期間を第三号被保険者に係る特例納付期間へと変更した記録が確認できる。

さらに、申立人は、平成 2 年 11 月の約 1 か月後に国民健康保険の納付通知を受け、これを契機に国民年金の加入及び保険料納付を行ったと申し立てているが、A 市の国民健康保険加入履歴によると、申立人は、申立人の夫が亡くなった 3 年 11 月から同保険に加入していることが確認でき、申立内容と符合しない。

加えて、申立期間②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から47年5月11日まで
昭和46年4月1日から54年7月15日までA事業所で勤務していた期間のうち、46年4月1日から47年5月11日までの期間が年金記録では空白となっている。厚生年金保険料も控除されていたので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和46年4月1日から54年7月15日までA事業所において、その期間、厚生年金保険に加入していた。」と主張しているところ、当該事業所から提出された在職証明書により、申立人が申立期間に当該事業所で勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立期間にA事業所において厚生年金保険の被保険者記録を有することが確認できる13人に照会したところ、回答のあった4人すべての元同僚は、「申立人は、正社員として勤務していた。当時は、試用期間は無く、すべての人が厚生年金保険に加入していた。」と回答している。

また、上記4人のうちの1人で、A事業所において昭和46年9月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる元同僚は、「申立人は私が入社する数か月前から正社員として勤務していた。」と証言している。

さらに、上記4人のうち、申立人のA事業所における被保険者資格の取得

日と同日に同資格を取得している元同僚一人のオンライン記録によると、B事業所から、C事業所を経て、A事業所に異動し、継続した勤務が確認できる。

加えて、A事業所の給与事務担当者は、「現在は、B事業所とA事業所においては、給与計算事務を別々にしているが、申立期間前後には、A事業所で一括して給与計算事務を行っていた時期があったと聞いている。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所に係る昭和47年5月のオンライン記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B出張所に係る資格喪失日の記録を昭和51年8月16日に、同社本社に係る資格喪失日の記録を同年12月1日に訂正し、申立期間のうち、同年6月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額を20万円、同年11月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年6月16日から同年8月16日まで
② 昭和51年11月1日から同年12月1日まで

私は、昭和42年3月にA社本社に入社した。50年4月1日にはB出張所に異動となったが、翌年の51年6月ごろから同社は経営不振に陥り、同出張所は閉鎖された。

B出張所の閉鎖に伴い同出張所の従業員は解雇されたが、責任者であった私は、残務整理のため昭和51年8月15日まで同出張所に残り、その翌日に本社に戻った。

その後、私は、A社が会社更生法の適用を受けた昭和51年11月末まで在籍していたが、年金記録では厚生年金保険の加入期間に欠落があるので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社B出張所の元同僚の証言及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が同社B出張所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、他の同僚も申立人が申立期間①に当該事業所において勤務していたことを証言しているところ、そのうちの一人が昭和51年6月及び7月に係る給与明細書を所持しており、当該期間の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の昭和 51 年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録の標準報酬月額から 20 万円とすることが妥当である。

申立期間②については、申立人が A 社本社を退職する際に同社から交付された健康保険資格喪失証明書における資格喪失年月日の日付は、昭和 51 年 12 月 1 日と記載されていることに加え、雇用保険の記録においても、申立人が同年 11 月 30 日まで同社で被保険者資格を有していたことが確認できる。

また、上記とは別の元同僚は、「申立人が申立期間②においては A 社本社に勤務していた。」と証言している上、申立人の預金通帳によると、申立期間②のうちの昭和 51 年 11 月 26 日に、同社から前月と同額の給与が口座に入金されていることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、前月（昭和 51 年 10 月）と同じ 17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、既に適用事業所でなくなっている上、当該事業主の連絡先も不明であることから、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情を確認し難い状況にあり、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和38年9月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月2日から同年10月1日まで

私は、昭和28年6月1日にA社に勤め始めてから平成2年10月末に退職するまで、継続して勤めていたが、昭和38年9月2日付けで同社C支店に転勤になった際の厚生年金保険の被保険者記録が1か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する転勤辞令名簿及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社において継続して勤務し（昭和38年9月2日にA社D支店（適用事業所名はA社）から同社C支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社C支店に係る昭和38年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したかどうかは不明であるとしているが、B社C支店が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書に記載されている資格取得日が昭和38年10月1日となっていることから、事業主は同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年1月25日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年1月から同年12月までの標準報酬月額については、50円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月25日から21年7月1日まで

A社は、私が在籍中にB社と名称が変わり、申立期間当時も存続していた。終戦後、私は、残務整理のために昭和21年まで勤めていた。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について終戦直後のA社の状況を詳細に記憶しており、申立人が記憶する元同僚の厚生年金保険被保険者記録からも、申立人が申立期間について当該事業所に勤務していたことはうかがえるものの、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人の当該事業所における同被保険者資格の喪失日は昭和20年1月25日であることが確認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人に係る同被保険者資格の喪失日の記載は、「20. 1. 25」と記載された「0」の部分で、後から「1」となぞって「21. 1. 25」に書き換えられているように見える。

また、上記名簿の被保険者（申立人を含む。）の資格喪失欄を確認したところ、昭和20年8月25日を境として、その前の期間に厚生年金保険被保険者資格を喪失した申立人を除く被保険者5人の資格喪失の記載に係る筆跡と、その後の期間に同資格を喪失した被保険者二人の資格喪失の記載に係る筆跡は明らかに違っているところ、申立人の資格喪失の記載に係る筆跡は申立期間中の21年1月25日に同資格を喪失した被保険者一人の記載に係る筆跡に酷似して

おり、同時期に記載されたものであることがうかがえる。

さらに、A社は昭和21年1月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている（以下、全喪という）。

加えて、申立人は、終戦後のA社の社員数は4人ほどであったと証言しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる昭和20年8月25日より後に厚生年金保険被保険資格を喪失した被保険者数は申立人を含めると4人であることが確認でき、申立人の証言と一致する。

これらを総合的に判断すると、本来、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、事業主が当該事業所の全喪日として届け出た昭和21年1月25日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和20年1月から同年12月までは50円とすることが妥当である。

一方、昭和21年1月26日から同年7月1日までの期間については、上記名簿によると、A社は同年1月25日に全喪しており、当該申立期間における申立人の勤務実態及び勤務期間は特定できず、厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の被保険者を把握したが、所在不明等により当時の状況を照会できる被保険者は確認できず、申立人が当該申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠を得ることができない。

また、申立人は、A社はB社に名称変更したと主張しているが、健康保険厚生年金保険事業所名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人及びA社における複数の元同僚の厚生年金保険被保険者台帳にも、B社に係る記録は確認できない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月14日から30年1月1日まで

私は、昭和22年7月から29年12月末までの間、A社B支店で勤務し、30年1月から31年2月末までの間、引き続き同社C部に勤務していた。

しかし、私の年金記録を見ると、申立期間について脱退手当金が支給された記録とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年7か月後の昭和31年8月27日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間直後の昭和30年1月1日から31年3月1日までの被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない時期が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（平成2年8月及び同年9月は50万円、同年10月から4年8月までは53万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を2年8月及び同年9月は50万円、同年10月から4年8月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から4年9月1日まで

私が、A社で勤務していた期間のうち、平成2年8月1日から4年9月1日までの標準報酬月額が、実際に受けていた月収と相違している。調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する額と記録されていたところ、申立人の被保険者資格喪失日（平成4年9月1日）後の4年9月10日付けで、2年8月1日にさかのぼって20万円に引き下げられている。

また、オンライン記録により、A社において被保険者となっている10人の元従業員についても、平成4年9月10日付けで申立人と同様の引き下げ処理が行われていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖登記簿謄本によると、申立人は、同社の取締役を昭和63年2月に辞任しており、同社における複数の元同僚は、「申立人は不動産開発部長であり、同社の経営には参画していなかった。」と証言している。

また、A社の複数の元同僚は、「同社の社会保険の事務手続は、申立人ではなく経理担当役員が行っており、申立人は、同社の社会保険の事務手続に関与することは無かった。」と証言していることから、申立人が当該事務処理に関与していたとは考え難い。

さらに、申立人は、「当時は、会社の経営が苦しく、給与の支払が遅延する

こともあった。」と供述しており、複数の元同僚も「当時のA社では、給与の遅配が続いていた。」と証言していることから、同社は経営が苦しく、社会保険料の支払に苦慮していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成4年9月10日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成2年8月及び同年9月は50万円、同年10月から4年8月までは53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月30日から同年10月1日まで

私のB社（後に、A社）における厚生年金保険の資格喪失年月日は昭和45年9月30日になっているが、これは間違いであり、私は、月末の9月30日まで仕事をし、退職したので、同年10月1日を資格喪失日とするのが正しい。当時私は月給制で働いており、月の途中に退職することはあり得ない。この間違いは、「退職日の翌日を資格喪失日とする。」ということを経営担当者が知らなくて、間違っただけで処理されたものと思われる。調査のうえ訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和45年9月30日までA社で正社員として勤務した。」と主張しているところ、オンライン記録によると、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとされている。しかしながら、同社の元従業員二人は、「同社の従業員には、日給者と月給者があった」と証言しており、このうち、当時の事務担当者は、「月給者は月末まで働いて辞めており、申立人も、月給者として45年9月30日まで働いていた。申立人の同年9月分の厚生年金保険料は、月末に支給される同月分給与から控除されているはずである。」と証言しており、別の元従業員も、「申立人は月給者で正社員だった。月給者は、毎月、厚生年金保険料を控除されていたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間当時、A社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年8月のA社に係る社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和45年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から49年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から49年11月まで

夫の母親が、私の知らない間に、私の国民年金の加入手続と納付を行ってくれていた。その事を知らず、夫の母親が亡くなった昭和46年3月の4年後、友人と市役所に国民年金の加入手続に行った時、市役所の人から「おばあちゃんが加入されていましたよ。」と知らされた。その時、「空白はもちろん埋めます。」といった話をしたのを覚えており、私が国民年金の手続を行った後、空白となっていた期間の保険料も含め、引き続き集金人に納付してきた。

ところが、年金を受給する時になって受給額が少ないと疑問に思い、ねんきん特別便で確認したら、記録が途切れていることが分かった。空白分の保険料は集金人に納付してきたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所で国民年金の任意加入の手続を行った時、夫の母親が、過去に申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれていたことを知り、それ以降の空白期間を埋められるとの説明を聞き、さかのぼって保険料を集金人に納付したと主張している。

しかしながら、市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和49年12月11日に任意加入の被保険者資格を取得していることが確認できる上、オンライン記録によると、申立期間については、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であることが確認できるため、申立人は国民年金の任意加入の対象者となり、さかのぼって国民年金に加入し、国民年金保険料を納付することが制度上困難である。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち、昭和45年11月から49

年 11 月までの期間は国民年金の未加入期間と記録されており、申立人が任意加入の被保険者資格を取得した 49 年 12 月の時点で、当該期間の国民年金保険料の納付が行えたとは考え難い。

さらに、申立期間のうち、昭和 45 年 10 月は、オンライン記録では未納期間と記録されているが、上記の国民年金被保険者名簿によると、同年 10 月 1 日で国民年金被保険者の資格を喪失していることが確認できることから、その当時、申立人が国民年金保険料の現年度納付を行えたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から44年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から44年4月まで

私がA市に住んでいた昭和40年ごろ、市の年金係の方の訪問を受けて、国民年金への加入を勧められ、将来、年をとった時に役立つからと言われ、家計は決して楽ではなかったものの、加入することに同意した。年金係の方は、ふっくらとして、控え目な感じの様子で、非常に感じの良い人だった。

詳しく調査した上、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に居住していた昭和40年ごろに、国民年金に加入し、その後、毎月保険料を納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した44年5月1日より後の同年8月に夫婦連番で払い出されている上、B市が保管する国民年金関係届によると、同年7月21日に国民年金への新規加入を申請した旨の記録が確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認できる。

また、申立期間については、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者期間であることから、申立人は、制度上、任意加入の被保険者とされ、申立期間の保険料をさかのぼって納付することができない上、申立人が、昭和40年ごろに加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料納付について、最初はA市の集金人に毎月納付し、その後、当該集金人に頼まれて口座振替で納付したと主張しているが、同市によると、申立期間においては、3か月ごとに保険料を収納している上、口座振替制度は昭和51年4月以降に導入されたとしており、申立人の主張と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1612

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月から同年12月まで

昭和40年に会社を退職した際、厚生年金保険の脱退手当金を受け取るより、国民年金に加入し保険料を納めた方がいいと言われ、退職後すぐに国民年金に加入して保険料を納めてきた。その後、厚生年金保険の被保険者となった時期もあるが、厚生年金保険の資格喪失後は、すぐに国民年金の加入手続をして保険料を納めてきた。

社会保険事務所（当時）で私の年金記録を確認したところ、昭和57年3月から58年1月までの期間が未加入期間とされていたが、夫の年金記録では当該期間は保険料が納付済みとなっており、夫婦同じように納めていたのに、私だけ未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前に勤務していた事業所を退職後すぐに、市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立期間に係る国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の記録が記載されていないことが確認できる上、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間とされていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、納付書により銀行の窓口で納付したとしているが、申立期間は未加入期間であるため、申立人に対して、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び44年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和44年4月から50年3月まで

申立期間の保険料は未納になっているが、妻が確かに納付していた。家族で自営業を営んでいたため、妻によれば、家族の者、おそらく姉が支払っていたはずで、郵便局かA銀行B支店(当時)で納付していたと思う。妻によれば、集金人が来て払っていたこともあったと言っている。

地震で店が全壊し、その後の都市計画、区画整理で移動しなければいけなかったり、店の再建など、本当に大変忙しい14年間だった。何か資料が無いかといろいろ探したが、2年の保険料の納付書以外のものは見付からなかった。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号払出日は、昭和36年2月13日とされており、申立人の姉と連番で払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認されるが、申立人の妻の証言から、当時、申立人の保険料について納付していたと考えられる申立人の姉についても、申立人と連番で払い出された同手帳記号番号では、申立人と同様に保険料の納付が確認できない。

なお、申立人の姉は、別途、婚姻後に払い出されたとみられる別の国民年金手帳記号番号により、申立人の申立期間の一部を除く期間について保険料が納付済みである。

また、国民年金被保険者原票及び市の国民年金に係る記録においても、申立

期間の保険料納付は確認できない上、申立人自身は納付に関与しておらず、申立人の妻からも納付していたことをうかがわせる具体的な証言が得られないことから、当時の納付状況は不明である。

さらに、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1614

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から42年2月まで

私は、59歳のときに年金記録を照会する機会があり、記録を確認したところ、両親と話し合いをした上で母親が納付した昭和40年8月から42年2月までの国民年金保険料の納付記録が無かった。

その時は、家庭の事情で年金記録の訂正の申立てはできなかったが、その後、年金問題もあり、年金記録を照会したところ、私の国民年金手帳記号番号及び両親の納付記録が確認できるにも関わらず、申立期間当時、家業の跡取りとして働いていた長男である私の保険料を母親が納付していないとは考えられないので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、昭和40年8月に申立人の国民年金の加入手続を行った上で、申立期間の保険料を納付したとしているが、年金事務所によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、43年3月25日であるとしている上、オンライン記録によると、申立人に対し、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できないことから、申立人の保険料を納付したとするその母親が、当時、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を現年度で納付することができたとは考え難く、申立人の主張と相違する。

また、上記、国民年金手帳記号番号の払出日から、申立期間のうちの一部は時効により納付できない期間であり、申立人は、当該期間の保険料の納付に直接関与していない上、納付を行っていたとする申立人の母親は既に死亡しているため、具体的な納付状況が確認できない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1615

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

私の父は、私が20歳になって国民年金に加入して以来、保険料を納付してくれていた。結婚後は、義母が、子供会か婦人会に私の保険料を続けて納付してくれていた。義母は、「昭和57年4月12日から61年3月31日までの間に、やめると言ったことも休むと言ったことも無く、同年4月から制度が変わって、保険料をかけなくていいと言われるまで、ずっと保険料をかけた。」と言っている。

ねんきん特別便が届き、今回の未加入期間に気付いたが、納得できず、何度も社会保険事務所(当時)に足を運んだが、同じ回答しかもらえなかった。何とかもう一度調べ直してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手續及び保険料納付を行っていたとする申立人の義母は、申立人の婚姻以降、昭和61年4月に第三号被保険者となるまで、申立人の国民年金保険料を納付し続けていたと主張しているが、A町が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、57年4月12日に国民年金の被保険者資格を喪失している旨の記載が確認できる上、当該記録は国民年金被保険者原票の記録と一致していることから、未加入期間である申立期間について保険料を納付することはできない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の義母が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 4 日から 40 年 7 月 6 日まで

私は、それまでの勤務先を退職した直後の昭和 39 年 7 月 4 日に兄の紹介でA社に就職し、事業所の寮に住んで勤務していた。

同じ時期に当該事業所で勤務していた兄や義姉には、厚生年金保険の加入記録があるのに、私だけ厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に、それまでの勤務先を退職した直後から1年間勤務した。」と主張しているところ、オンライン記録により、申立期間当時に当該事業所で厚生年金保険被保険者記録が確認できる指導員であった元上司は、「申立人は当該事業所で勤務していたが、時期については不明である。」と証言している上、他に有力な証言等も無いため、申立人が申立期間の全期間を通じて当該事業所に勤務していたことは確認できない。

また、A社における上記の元上司は、「当時の従業員数は約60人で、そのうち10人程度が男性であった。厚生年金保険については、男性は全員加入させていたが、女性は希望者しか加入させていなかった。」と証言しているところ、オンライン記録によると、申立期間（一部の場合を含む。）において当該事業所で厚生年金保険被保険者記録がある従業員は、40人で、そのうち男性は11人であることが確認できる。このことから判断すると、当該事業所では、女性従業員について、全員を厚生年金保険に加入させていたわけでは無かったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い上、整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

加えて、A社において厚生年金保険被保険者記録がある申立人の兄及び義姉については、現在、証言を得られる状況にない上、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人に係る当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 3 月 20 日まで

私は、昭和 43 年 3 月にそれまで勤めていた会社を退職し、翌月から A 社に就職した。同社で勤務した後は、44 年 4 月から市役所で勤務するようになった。

ねんきん特別便によると、A 社で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が抜けている。3、4 人の身内ばかりの会社で、もう倒産してしまったかもしれないが、年金記録について調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に昭和 43 年 4 月 1 日に入社、44 年 3 月 20 日に退職し、この 11 か月間勤務していたとしているところ、退職日については、申立人が、その翌月の同年 4 月 1 日から B 共済組合に加入していることがねんきん特別便で確認できるため、信ぴょう性は高い。

しかし、申立人の A 社の入社日については、昭和 44 年 2 月に入社したとする元従業員が、「申立人らしき人物が、自分と同時期に入社したと思う。」と証言している。

また、オンライン記録によると、当該元従業員の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 44 年 3 月 10 日であることが確認でき、43 年 11 月に入社したとする元従業員も、「申立人らしき人物が、私よりも後に入社したと思う。」と証言していることから、申立人が A 社に勤務していた期間は、申立人が主張する 11 か月間ではなく、44 年 2 月ごろから同年 3 月ごろまでの約 2 か月間であった可能性が考えられる。

さらに、A 社の別の元従業員は、「同社は、入社当初試用期間があり、この期間は厚生年金保険に加入していなかったと聞いている。」と証言しており、

同社の元代表取締役も、「1か月から3か月程度の試用期間が終了した後に、従業員を厚生年金保険に加入させていた。」と証言している。

これらのことから判断すると、A社では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、相当期間経過後加入させる取扱いであったと考えられる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間前後において健康保険番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間における雇用保険の加入記録も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 9 月 1 日から 44 年 11 月 1 日まで
② 昭和 44 年 11 月 1 日から 46 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 47 年 2 月 1 日から 48 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 9 月に A 社に入社して 44 年 10 月末に退職するまでの間、継続して同社に勤務し、退職後は空白無く B 社に入社して 45 年 12 月末に退職するまでの間、継続して同社に勤務していた。また、C 社の退職後についても、空白無く D 社に入社して 48 年 4 月末に退職するまでの間、継続して同社に勤務していたが、いずれの事業所においても給料から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A 社に勤務していたとしているところ、申立期間②において勤務したとする B 社の元事業主は、「A 社で勤務していた申立人を引き抜いて、当社に来てもらった。申立人は A 社に半年から 1 年ぐらい勤務していたと記憶している。」と証言していることから、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事務センターは、「当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は確認できない。」としている上、法務局においても当該事業所に係る商業登記の記録は無い。

また、B 社の元事業主は、「A 社は、当社に勤務していた従業員が独立して立ち上げた個人事業所であり、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

さらに、申立人は、A 社の元事業主及び元同僚の氏名を記憶していないこ

とから、同事業所の元従業員から申立人の給与からの厚生年金保険料控除の有無等について確認することができない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたとしているところ、同社の元事業主は、「申立人は、昭和44年ごろから45年ごろまでの約1年間、当社に勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間②に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、昭和46年3月1日にB社として厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、B社の元事業主は、「当時の資料は残っていないため、当社が厚生年金保険に加入する前に申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明である。」と証言している。

- 3 申立期間③について、申立人は、D社に勤務していたとしているが、事務センターは、「当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無い。」としている上、法務局においても当該事業所に係る商業登記の記録は無い。

また、申立人は、D社の元事業主の姓しか記憶していない上、元同僚の氏名について記憶していないため、同事業所の元従業員から申立人の給与からの厚生年金保険料控除の有無等について確認することができない。

- 4 公共職業安定所の被保険者記録によると、申立期間①及び②の前後の期間並びに申立期間③以降の期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できるものの、申立期間①から③までの期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

- 5 このほか、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月から32年8月まで

私は、「A」という新聞広告を見て応募し、B社（現在は、C社）D支店に採用され、昭和30年5月から32年8月までE職員として勤務していた。

会社からは、「入社当初の3か月間は見習い期間で、その後は実績により正社員に昇格する。」と聞いていたが、勤務していた全期間について厚生年金保険加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、B社D支店において勤務していた。」と主張しているところ、申立人が記憶する元同僚等、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者資格を有する元従業員に申立人の勤務実態について確認しても、申立人を記憶する者は無く、具体的な証言を得ることはできない。

また、C社は、申立期間当時におけるE職員の社会保険への加入について、「入社時の委任契約から雇用契約に変更となるまでは、厚生年金保険及び健康保険には加入させない。また、委任契約から雇用契約への変更は成績により判断される。雇用契約になると、給与は歩合給に加え、固定給が支払われた。」と説明しているところ、申立人は、「自分が正社員に昇格して雇用契約となったことについては記憶していない。給与は完全歩合給であった。自身は退職するまで、健康保険証を受け取っていない。また、給与から、厚生年金保険料及び健康保険料が控除されていたかどうかは不明である。」と供述していることから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険及び健康保険が適用されない委任契約により勤務していたと考えられる。

さらに、B社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間

において申立人の氏名は無い上、整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年2月1日から同年3月31日まで

大学卒業後、A社で昭和28年3月から31年3月末まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録では同年1月末で退職したことになっている。同年5月からB社に入社することが決まっており、A社を同年3月末に退職することになったのであり、5月入社にもかかわらず1月末に退職することは考えられない上、私が列車でC県から故郷であるD県に戻ったのは同年4月2日の雪の降る日であったことは間違いない。申立期間の被保険者記録を訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶及び元同僚二人の証言から、申立人が申立期間当時、A社で勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主、事務担当者及び申立人が自身の退職に伴う担当替えにより業務を引き継いだと記憶する元同僚二人も既に死亡又は連絡先不明のため、申立人の退職日等の勤務実態及び厚生年金保険への加入状況を確認できない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人が自身の業務を引き継いだと記憶する上記の元同僚二人のうちの一は、昭和30年7月ごろから当該事業所において勤務していたとみられるものの、申立人の資格喪失日とほぼ同時期である31年1月26日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、被保険者名簿により把握した申立期間当時の従業員8人に照会したところ、6人が申立人のことを記憶していたものの、いずれも「申立人の厚生

年金保険の加入状況については分からないが、当該事業所は、在籍している者の被保険者資格を誤って喪失させるようないい加減なことはしないと思う。自身の被保険者記録は勤務期間と相違無い。」と回答している。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録は被保険者名簿の内容と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1740 (事案 838 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 18 日から同年 5 月 31 日まで
中学校を卒業してすぐ、A丸に諸費用船主負担で手取り 2,000 円の月給で乗船した。船員手帳の交付を受けなければ船員として働くことができないし、船員保険は任意保険ではなく強制加入である。船員手帳を提示して確認した当時のB海運局の公認印は何を認めているのか。船主の事業所の加入が昭和 28 年 8 月 1 日であると言われたが、それ以前にも船主には加入の義務があるはずである。申立期間を船員保険に加入していた期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間についてA丸(船舶所有者はC氏)に乗り組み、雇用されていたことは確認できるが、i) 船員手帳に記載のある雇入期間は、船員保険の加入期間と必ずしも一致するものではないこと、ii) 申立期間当時は、船員保険の加入が雇入れ時の必須条件ではなかったこと、iii) 申立てに係る事業所は、申立期間当時、船員保険の適用事業所になっていないことが確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 21 年 8 月 31 日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、船員保険は強制加入のため、国が、船員手帳の雇入契約公認審査の際に、船員保険の加入状況を確認し、適用漏れ等に対しては、届出書類の提出を求め、保険料徴収をすべきであったとし、これを行わなかったことにより生じた国及び船舶所有者側の問題を、被保険者に責任転嫁することには納得できない等として、再度申立てを行っているが、新たな関連資料及び周辺事情の提示は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1741

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月 12 日から同年 5 月まで

私は、A社で勤務していたが、平成 12 年 11 月 * 日に事故に遭い、手足に障害を負った。

事故に遭った後も、平成 13 年 5 月ごろまでは、兄である社長から額面 120 万円の給与のうち 88 万円の手取り額を現金で受け取っていたので、給与から厚生年金保険料も控除されていたと思う。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間についてA社で継続して勤務していた。」と主張しているところ、オンライン記録によると、同社は、申立期間の始期である平成 13 年 1 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は当該事業所が適用事業所でなくなった後の期間であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間においては、健康保険の任意継続被保険者となっていることから、厚生年金保険の被保険者ではなかったことが推認できる。

さらに、企業年金連合会は、「申立人に係る B 厚生年金基金の加入記録は、オンライン記録と一致している。」と回答している。

加えて、C 公共職業安定所は、「申立期間における申立人に係る雇用保険の記録は無い」と回答していることから、申立期間において、申立人の A 社に係る勤務実態が確認できない。

その上、A社の事業主の連絡先は不明であり、当時の従業員からも、平成 13 年 1 月 12 日以降の同社における厚生年金保険料の控除についての証言を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 1 日から同年 10 月 15 日まで

私は、申立期間に現在の妻と同じ職場で継続して勤務し、妻と同時期に退職しているのに、私の厚生年金保険の記録が途切れていることに納得できない。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び元同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことはうかがえる。

また、A社は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失届を保管しており、当該届書によると、申立人が昭和 44 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 8 月 1 日に同資格を喪失後、同年 10 月 15 日に同社において再度同資格を取得した記載が確認できる上、上記の資格喪失届の備考欄には、「証返納済」の押印が確認できる。その上、公共職業安定所から提出された雇用保険被保険者台帳総合照会は、オンライン記録の被保険者期間と一致する。

さらに、A社は、「上記の届書以外の資料は保管しておらず、当時の状況は分からない。」と回答しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から所在の確認できた 20 人に申立人の勤務実態について照会し、そのうち 15 人から回答があったものの、厚生年金保険の加入状況や厚生年金保険料控除など具体的な証言を得ることはできない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月1日から25年5月23日まで

私は、A社（現在は、B社）に正社員として昭和21年2月1日から65歳で退社するまで継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格取得日が25年5月23日となっている。同社以外に勤務したことが無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、雇用保険（当時は、失業保険）制度が発足した昭和22年11月1日に、A社において同保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、勤務期間は特定できないが、申立期間のうち、同年11月1日から25年5月23日までの期間については、申立人が同社で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和24年10月24日であり、申立期間のうち、21年2月1日から24年10月23日までの期間については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、A社が厚生年金保険の適用事業所となると同時に被保険者資格を取得した元従業員のうち、連絡の取れた3人は、「自分も厚生年金保険の被保険者資格取得日より前から同社に勤務していた。」と証言しているものの、当該事業所が適用事業所となる前の期間における保険料控除の状況については証言が得られない上、申立人が、当時厚生年金保険の加入手続をしていたと記憶しているA社の元社長は既に死亡しており、当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、上記の被保険者名簿にも、上記の元社長、及び申立人が経理事務を

担当していたと記憶している元同僚の女性3人のうち1人の氏名が無い。

これらのことから判断すると、当該事業所では、すべての従業員を、厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 3 月 31 日まで A 社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであり、これは、翌月の 4 月 1 日付け資格喪失を誤った手続だと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A 社で厚生年金保険被保険者資格を有する元同僚 3 人は、「申立人が同社で勤務したことは覚えているが、いつまで在籍して勤務したかは覚えていない。」とそれぞれ証言しており、申立人の勤務実態について具体的な証言を得ることができない。

また、A 社は、既に倒産しており、事業主も死亡していることから、申立期間に申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことについて確認できない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が、昭和 36 年 3 月 31 日に被保険者資格を喪失し、健康保険証を返納したことを示す記載が確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月30日から31年5月31日まで

昭和23年4月からA社に臨時社員として就職し、見習い期間を経て正社員となり、44年3月に同社を退職することになった。途中退職することなく継続して勤務していたにもかかわらず、29年5月30日から31年5月31日までの厚生年金保険加入期間が欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の証言及び雇用保険の記録により、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時の関連資料は保管していないため、申立人の申立期間当時の勤務形態等は不明である。」と回答している上、複数の元従業員は「時期は不明であるが、申立人は一時期、会社を退職していたと思う。」と証言しており、申立人の申立期間当時における勤務実態について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の昭和31年6月1日に、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる一方、雇用保険の記録によると、同日に同社において雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、厚生年金保険の記録と一致する上、同社の事務担当者は、「厚生年金保険と雇用保険は同時に加入していた。」と証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間中の昭和30年7月に被保険者資格を有する者の欄には、健康保険証を更新したことを示す「30更」の押印が確認できるものの、申立人の欄には「30更」

の押印がない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 5 月 16 日から同年 11 月 1 日まで

A社在職中に、B社から強い要望があり、平成 3 年 5 月 16 日に転職したにもかかわらず、入社当初の記録が無いことに納得できないので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚等の証言により、期間は特定できないものの、申立人は申立期間において、B社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間にB社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる 4 人及び申立人が記憶している元同僚二人のすべてに申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、そのうち 3 人から回答があったものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

また、上記の回答のあった 3 人のうち 2 人は、「入社当初の数か月間については社会保険に加入していなかった。」と証言している上、そのうち一人は、「社長が入社当初の期間については試用期間として社会保険に加入させていなかった。」と証言している。

これらのことから判断すると、当該事業所はすべての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと考えられる。

さらに、B社は、「当時の担当者は退職しており、当時の資料もないため、申立人の申立期間の在籍及び社会保険の加入等について確認することができない。」としている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金

保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1747

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月 29 日から 43 年 4 月 8 日まで

私は、昭和 39 年 6 月 13 日から A 社（現在は、B 社）に入社し、42 年 11 月 29 日から 43 年 4 月 8 日までの間、C 社（現在は、B 社）に在籍したまま D 社に出向していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、C 社に在籍したまま D 社に出向していたとしているが、B 社は、「地震により当時の資料は残っていないため、申立人の勤務期間等及び申立期間当時に D 社に従業員を在籍出向させていたのかについては不明である。」と回答している上、D 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も亡くなっているため、申立人の両事業所に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間において同社で被保険者資格を有する元従業員 26 人を把握し、聞き取りを行ったが、そのうち二人は、「申立人を記憶しているが、勤務期間や在籍出向していたのかは分からない。」と証言している上、残る 24 人は、「申立人を記憶していない。」と証言している。さらに、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間において同社で被保険者資格を有する元従業員 11 人を把握し、聞き取りを行ったが、全員が、「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について具体的な証言を得ることができない。

さらに、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、

昭和 42 年 11 月 29 日に被保険者資格を喪失している記載が確認できる上、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立人は、43 年 4 月 8 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、両原票の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月から32年6月まで

私は、昭和29年3月にA社に就職し、32年6月に同社の閉鎖により退職するまでの間、同社において継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和29年3月にA社に就職し、32年6月に同社が閉鎖されるまで継続して勤務していたとしているところ、申立人が所持するA社と押印された熨斗及び申立人が申立期間後に勤務したB社に就職する際に作成した履歴書の記載内容から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事務センターは、「A社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は確認できない。」としている上、商業登記の記録で確認できる同社の理事長の親族は、「同社は、事務所の敷地内において工場を運営していたが、当時の理事長は既に亡くなっており、当時の資料も残っていないため、同社が厚生年金保険に加入していたかどうかは不明である。」と証言しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社の破産後に同社を統合したC社は、「昭和33年11月以降については、貸金台帳により厚生年金保険に加入していることは確認できるが、それ以前については伝票しか残っておらず、同伝票からは厚生年金保険に加入していたのかは不明である。」と回答している。

さらに、申立人が記憶する元同僚については、オンライン記録によると、A社に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、当該元同僚と一緒に勤務したとする元従業員の記録も確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年6月1日から20年9月30日まで

私は、定かではないが母や姉が勤務していたA社（現在は、B社）に昭和18年5月ごろに入社し、21年6月30日に退職するまでの間、同社にて継続勤務し、厚生年金保険料を毎月給与から控除されていたと記憶しているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和18年5月ごろにA社に入社し、21年6月30日に退職するまでの間、同社に継続して勤務していたとしているところ、申立人は当時の会社の状況を明確に記憶しており、申立人が一緒に勤務していたとする母及び姉については、オンライン記録によると、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が申立期間の一部において確認できることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「昭和26年以前の人事記録等は既に廃棄処分済みで残っておらず、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び労働者年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が記憶する元同僚のうち聞き取りを行うことができた唯一の元同僚は、「申立期間当時については、入社していないので分からない。」と証言している上、申立期間にA社で労働者年金保険被保険者資格を有する元従業員については、死亡又は連絡先が不明であるため聞き取りを行うことができず、申立人が申立期間に同社において在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人

は、昭和 20 年 10 月 1 日に資格取得し、21 年 7 月 1 日に資格喪失した旨の記載が確認でき、申立期間において同社で被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、当該名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 1 日から 33 年 2 月 5 日まで

A社内で、B社の社員として昭和 32 年 7 月 1 日から 33 年 2 月 5 日まで勤務した。月給制で、手渡しされた給与明細書には厚生年金保険料が控除されていたことを記憶している。調査の上、厚生年金保険記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な供述及び元従業員の証言等から、勤務した期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、閉鎖登記簿謄本によると、B社は既に解散しており、元事業主も死亡していることから、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録を有し、所在が確認できた 22 人に照会したところ、回答のあった 21 人のうち 1 人は、「申立人の名前を聞いたことがある。」と証言しているものの、他の 20 人は、申立人と同じ職種の者一人を含め、申立人のことを記憶していない。

さらに、複数の元従業員は、「当該事業所には、試用期間があった。」とそれぞれ証言している。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。